

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年9月22日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都清瀬市松山2丁目6番地23号
清瀬商工会
会 長 内野 光裕

東京都清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：藤井 博之

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①震災（清瀬市地域防災計画＜平成30年1月改訂＞）

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大地震を踏まえ、直下型地震による被害想定を公表してきた。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液化化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。

このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

この被害想定では、東京湾北部地震では清瀬市の全地区で震度6弱程度、元禄型関東地震では震度6弱で一部5強が分布し、立川断層帯地震では全地区で6弱が分布している。また、特に被害が大きくなることが想定される多摩直下地震（プレート境界多摩地震）では、市中央部や南西部で震度6強が分布している。

②風水害（清瀬市地域防災計画・ハザードマップ）

本市には、山口貯水池（狭山湖）に水源を発生し、西武新宿線が横架する近くから関越自動車道下流約700mまで都県境と錯綜しながら流れ、埼玉県志木市役所下流で新河岸川に合流する延長約19.6km、流域面積95.5km²の柳瀬川と、水源を武蔵村山市大字中藤東久保の七所神社付近に発生し、東流して東大和、東村山、清瀬市を経て柳瀬川に合流する延長15.0km、流域面積26.8km²の空堀川があり、荒川水系二つの一級河川が流れている。これらの一級河川については、都において計画的に護岸等の整備が進められている。

また、市の下水道事業は、都が行う流域下水道（分流式）の流域関連公共下水道として昭和50年12月に市内全域を都市計画決定している。

汚水については、昭和51年12月に事業認可を受け、昭和52年1月より建設工事に着手し、平成25年3月末現在における整備面積は865ha、整備率100%となっている。

雨水については、流出先である柳瀬川や空堀川の整備状況を踏まえ、現在ある排水管に道路等の雨水処理を行っていくほか、雨水貯留施設設置の指導、浸透管の布設、浸透ますの普及に努めている。

市では、東京都の都市型水害対策連絡会が令和元年12月に公表した「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」を基に、浸水エリアと深さの状況ならびに避難所を示した洪水避難地図（洪水ハザードマップ）を令和2年に作成している。

この浸水想定区域図は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量657mm・時間最大雨量156mm）と同程度の大雨が降った場合に予測される浸水の状況を示したものである。それによると、外水・内水被害は市内各所で起こることが想定されており、土砂災害（特別）警戒区域として10箇所指定している。

③感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、本市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 : 1,680人
- ・小規模事業者数: 1,270人
- ・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い傾向があるものの、どの業種も市内全域に分散している。

産業大分類	団体名・項目	清瀬商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A	農業, 林業	5	5
B	漁業	0	0
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
D	建設業	193	188
E	製造業	58	48
F	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G	情報通信業	11	10
H	運輸業, 郵便業	22	18
I	卸売業, 小売業	433	302
J	金融業, 保険業	20	13
K	不動産業, 物品賃貸業	129	127
L	学術研究, 専門・技術サービス業	70	60
M	宿泊業, 飲食サービス業	244	156
N	生活関連サービス業, 娯楽業	207	188
O	教育, 学習支援業	78	58
P	医療, 福祉	141	57
Q	複合サービス事業	8	1
R	サービス業 (他に分類されないもの)	59	37
合 計		1,680	1,270

(平成28年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・清瀬市地域防災計画の策定、防災訓練・避難所設置訓練の実施
- ・清瀬市洪水ハザードマップの作成
- ・清瀬市防災マップの作成
- ・清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・メール配信サービス「清瀬市メール一斉配信サービス」※ の実施

※防災行政無線の放送内容や、防災・防犯情報を広く周知することができる登録制メール配信サービス

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・アクサ生命保険㈱と連携した生命保険への加入促進
- ・清瀬市が実施する防災訓練への協力
- ・東京消防庁清瀬消防署が実施する防災事業への協力
- ・SNS等を取り入れた、自然災害後の商工業者被災状況の情報収集
- ・清瀬市、東京都商工会連合会へ自然災害後の商工業者の被災状況報告
- ・防災備品の備蓄

2 課題

現状では、当会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規併せて職員が7名いるものの、当市在住者は、非正規職員1名のみとなっており、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市で役割分担・体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・ 自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②清瀬商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年8月に事業継続計画を作成（別紙）

③関係団体等との連携

- ・ 事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・ (仮称) 清瀬市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、清瀬市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
地震、火災、倒壊、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

- ・当市で取りまとめた「清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙様式「清瀬市 清瀬商工会発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、当会及び当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

④応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、清瀬市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、清瀬市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

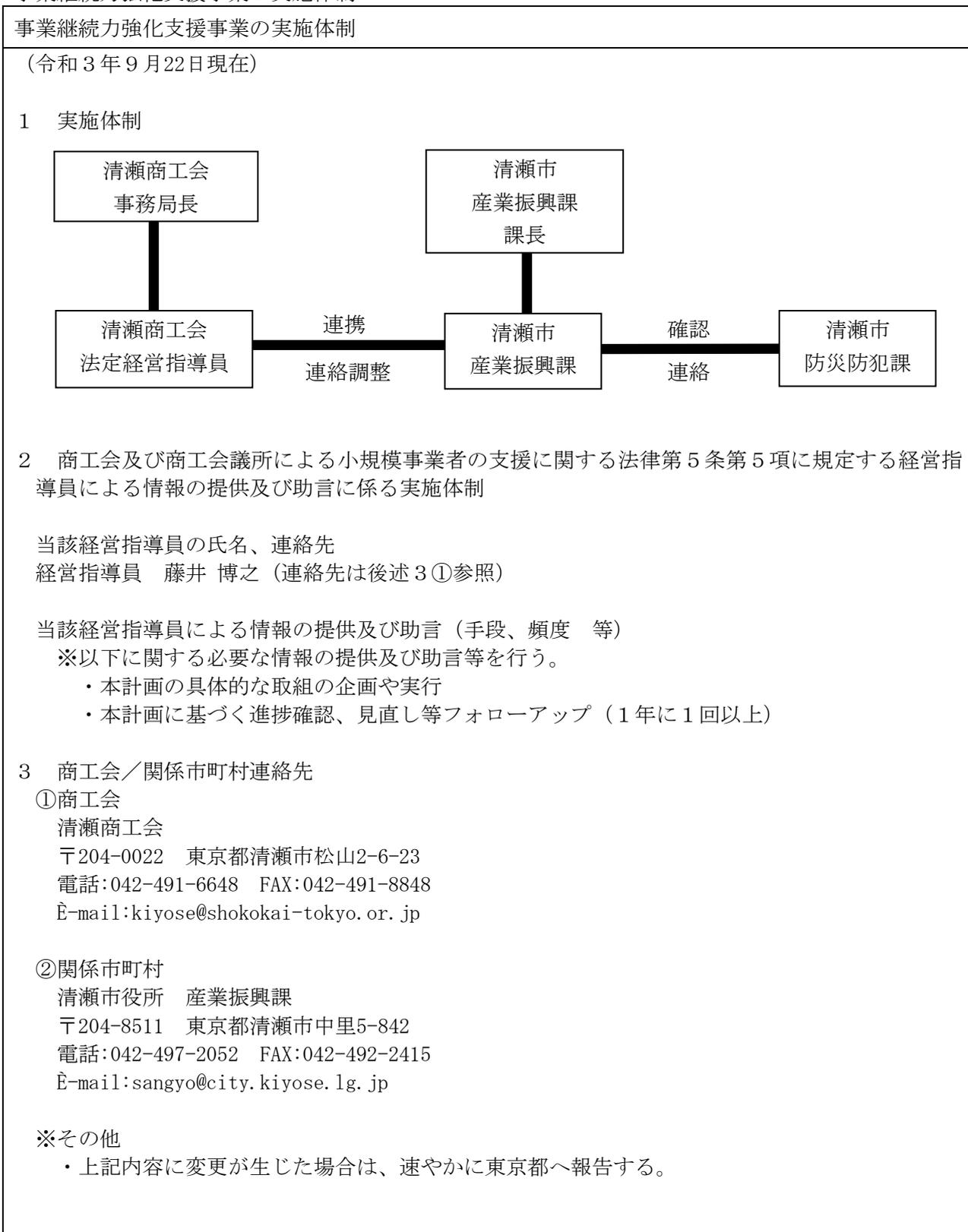
- ・東京都の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、清瀬市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

